

# NPO法人 神戸の冬を支える会



〒650-0004 神戸市中央区中山手通1丁目28番地7号

電話 078-271-7248 FAX 078-271-3252

Email:kobe-fuyu@nifty.com URL:http://www.kobe-fuyu.org

郵便振替口座:00970-3-115537 加入者名:NPO法人 神戸の冬を支える会

\*\*\*\*\*

【共感寄付】郵便振替口座:00960-8-274531 団体番号 5-A

加入者名:公益財団法人ひょうごコミュニティ財団 ※「共感寄付」については、8ページをご覧ください。

## 2024年 夏、猛暑の中で !!

### 炊き出し

神戸の冬を支える会では、毎週火・木・土曜日、神戸市中央区の小野浜公園にて、カトリック社会活動神戸センターのボランティアの方々を中心に炊き出し活動を行っています。もはや簡易テントでは防ぎ切らない日差しの下で、現在平均約20名ほどのボランティアと生活困窮の皆さん約100人が集っています。猛暑の中、食中毒などを懸念して、現場での調理が困難なときはカトリックセンターの厨房で調理したものを現場に持ち込んだり、水分補給のためお水やお茶や簡易の食料を配ったりといろいろな工夫しながら継続しています。猛暑の中、炊き出しを利用する方々が小野浜公園まで歩いて出て来られるだろうか、猛暑の中利用者が減るのではないかと心配しておりましたが、実際はこの猛暑の中でも積極的に炊き出しを利用しておられました。人が炊き出しに集まる理由は、単に、食事のことだけでなく利用者同士、またボランティアと利用者のコミュニケーションや関係性が生まれている所以だと思います。



### 生活相談



生活相談は、毎週一度土曜日の炊き出しの現場に併設して行っています。相談内容は、家のない方が家を見つけて確保する相談や生活保護の申請や受給に関する事、また生活上の困り事など多岐に渡ります。毎週、だいたい10件ほどの相談があります。炊き出しで食事を提供するだけでなく、共に食事をする関係をつくり、生活上の困ったことを相談の俎上に載せ、対応してゆく、これが神戸の冬を支える会の一貫した支援の姿勢です。

## 健康診断

年に一度、炊き出しに併設して、済生会兵庫県病院の協力を得て無料の健康診断会を行っています。今年は、9月26日の炊き出し時に行いました。病院のスタッフ14名の方により体重や体脂肪、また血圧などが測定され、生活上気になっている事や気をつける事をアドバイスする健康相談も行われました。今年の利用者は約30人で、炊き出し利用者の約三分の一の方が利用しました。後日、診断結果がご本人に通知されることでしょうか。



## 尼崎での炊き出し



尼崎では、毎月第一・第二・第四日曜日に、第一日曜日は武庫川の河川敷で、第二と第四日曜日は尼崎市の阪神尼崎駅前の中央公園で炊き出しを行っています。主に冬場（11～3月）はおにぎりとカップラーメンの炊き出し、夏場（4～10月）はおにぎりや食品の配布というかたちで行っています。ボランティアはだいたい3～5人ということで、利用者は夏場で平均約20人、冬場で平均約35人で、現場で生活相談も受け付け、生活保護などの必要があるときは週日に同行したりもしています。

今年は猛暑でコンクリートの公園が異常に暑かったので、利用人数が20人を下回ることもありました。最近では、家のない野宿者の方々より、高齢の女性など家がありながら生活に困窮している方の利用が目立つようになっています。

### 2024—2025 越年・越冬活動「冬の家」の日程が決まりました！

1995年の阪神大震災のときから毎年年末一年始に行っている神戸の冬を支える会の原点というべき活動ですが、2024—2025年の「冬の家」は、2024年12月28日（土）～2025年1月7日（火）の全11日間と決まりました。12月28—4日までが神戸市の東遊園地で、1月5—7日が尼崎市の橋公園で、例年通り炊き出しを中心に、生活相談・法律相談・医療相談・歯科相談・追悼集会・餅つきなどを行う予定です！

どうぞ、よろしくご支援をお願い致します。

### \* 前回（2023—2024年）「冬の家」11日間の活動状況（全て延べ人数）

#### \* 神戸「冬の家」（8日間）

炊き出し総数	参加総人数	内ボランティア数	生活相談	法律相談	医療相談
1402食	1402人	382人	40件	22件	25件

#### \* 尼崎「冬の家」（3日間）

238食	238人	48人	2件	2件	0件
------	------	-----	----	----	----

# 姫路事務所からの報告

姫路事務所は現在姫路市役所の道を隔ててすぐのビルの3階にあります。現在はスタッフ5人で相談、支援の活動を行っています。どんな活動をしているのか少しご紹介したいと思います。

## （一時生活支援事業）

生活困窮者自立支援法に基づく事業で、住居を失った方に宿泊提供、食事の提供を行い、住居確保、今後の生活安定の支援を行います。姫路事務所では、主に、加古川市、高砂市、朝来市、兵庫県内の郡部の12町などで住居を失ったという方がおられた場合、この事業を利用いただくことになります。一時宿泊していただくのは、ホテルのほか、元旅館をマンションに用途変更した建物や民間のマンションで、その都度借り上げて利用しています。そして、その方の希望に沿って住居確保の支援をしていきます。昨年度は、合計で63の方が利用しました。

## （自立相談支援事業）

一時生活支援事業の利用者は自立相談支援事業も利用することになるのですが、それとは別に3年前から兵庫県の自立相談支援事業を受託してから、県内12町の方の相談を多く受けるようになりました。生活に困っている、家賃支払いに困っているという相談があれば、面接や電話で事情や生活状況をお聞きし、必要な支援制度につなぎます。家賃が支給される住居確保給付金の申請をしてもらったり、支援プランを作って就労準備支援事業や家計改善支援事業の利用につないだりします。各町役場や町社協などとも定期的な会議や相談会を通じて情報交換や意見交換をして、支援が必要な方の掘り起こしも行います。生活保護の受給が必要だと判断された場合は申請のアドバイスをして健康福祉事務所や町役場に連絡します。生活保護以外では生活維持が難しいと思うケースでも生活保護は受けたくないという方が少なからずおられます。生活保護制度に対する根強いスティグマ、偏見、誤解を無くして権利としての生活保護を確立していく取組の重要性を感じます。

## （居住支援法人としての取組）

2018年3月に神戸の冬を支える会は住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定を受けていますが、居住支援法人の役割が広く知られるようになり、各方面からの住居確保の相談が増えてきています。特に姫路市の自立相談支援機関から姫路市内で住居を失っている方の相談が多く寄せられるようになっていきます。そのような機関を通じずに寄せられる相談も多く、その都度その方の希望をお聞きし住居確保の支援を行います。神戸の冬を支える会の活動を理解して協力してくれる家主や不動産業者などは本当にありがたい存在です。このような取組を通じて地域の各種団体とも連携が深まっていると思います。

## （刑事施設からの釈放者への支援）

刑事事件を起こし勾留されていた方が釈放される際に帰住する住居がない方も多く、それらの方の住居確保、生活再建の支援も重要な取組です。2016年に再犯防止推進法が施行されていますが、最近では国選弁護人の方からの支援依頼だけでなく、保護観察所、更生保護施設や検察庁や刑務所からも支援依頼が寄せられるようになっていきます。起訴された公判で情状証人として出廷したり、更生支援計画を作成して書面で証拠提出し、執行猶予や起訴猶予で釈放される際に住居確保、生活保護の申請や受給の支援をします。姫路事務所だけでもそのような方への支援は年間数十件を超えています。各自治体も再犯防止推進計画を策定するようになっており、今後ますます神戸の冬を支える会の果たす役割は重要になると考えています。

## （金銭管理などの支援）

これまで支援して居宅を確保した方の中には認知機能の低下やギャンブル依存症などにより金銭管理ができずに住宅を失ったり、失いそうになった方も少なくありません。そのような方と金銭管理契約を結び、安定した生活が送れるよう支援もしています。金銭管理契約の件数は40件以上になっています。金銭管理はケアマネや地域包括支援センターからの依頼で行うこともあります。成年後見制度に移行する場合もあります。

毎日、様々な相談、支援の依頼が寄せられます。どんな相談にも誠実に対応して、誰もが生きる権利を保障されるように取り組んでいきたいと思っています。（薺本 郁）

# 兵庫県北部での支援活動

兵庫県の自立相談支援事業を受託して3年目を迎えています。対象となる地域が、県下の12町（猪名川町・多可町・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町・香美町・新温泉町）となっており、いままで行ってきていた都市部での支援と同じようにはいかないことが多くあります。

今回は、私が主に担当している香美町と新温泉町での支援事業についてお伝えします。

ご承知のようにこの2町は兵庫県の最北部に位置していますが、2005（平成17）年の4月と10月にそれぞれ、村岡町と美方町と香美町が合併して香美町に、浜坂町と温泉町が合併して新温泉町が編成されました。神戸に住む私にとっては、夏の海水浴や冬場のスキーやカニといったイメージしかありませんでした。

2年前の4月から定期的に（第1・第3火曜日は新温泉町、第2・第4火曜日には香美町）2町を訪問して相談場所で待機して相談者を待つというスタイルで相談会を行っています。神戸からは約150km離れていて、片道2時間半ほどの運転も当初はなかなかの負担に感じていましたが、慣れてくるとその往復も日常の移動として負担に感じることも少なくなってきました。

都市部での支援では当たり前のように感じていたことが、今までの支援の方法だけではうまくいかないことに直面するといったことがいくつもありました。地域性と言えいいのか文化の違いと言ってしまえばそれまでのこととなってしまいますが、町の面積が広く移動距離が長くなるので自動車の必要性は、都市部以上に高くなっています。確かに公共交通機関としてバスが走っていたり、鉄道もあるにはあるのですが、本数が限られていたり、交通費の負担などを考えると日常生活の自動車利用は避けられないところだと思います。もちろん自動車なしでの生活をされている方もおられるわけですから、そういった方々があらゆる社会資源へのアクセスできるような支援も求められているように思います。

公的な制度については、都市部と同じような支援制度はありますが、民間の支援団体等による多様な社会資源は、どうしても少ないように思えます。特に弁護士・司法書士といった法律家が少ない（2町で弁護士は0人、司法書士は3人）ことで債務整理をはじめとした法律家による支援が難しくなっている気がします。そのため、ネットを使って債務整理の相談を行った（行っている）という事例がいくつかありました。

一方相談者にとっては、地元の法律家への相談は、地元であるが故に相談につなげにくいといったジレンマもあります。このことは、債務問題だけでなくそのほかの問題について相談することを躊躇してしまうといったこともあるようです。よく聞くところでは、役場などでの相談は近隣の人目が気になり相談に行きづらいといった背景もあるようです。確かに人口が少ない地域では、昔馴染みの人や近隣の人が役場などで働いていたりすることもあり、相談することに二の足を踏むことにつながっているのではないかと思います。

また、相談者の多くの住まいが持ち家であったりすることは、今までの都市部での相談者とは決定的にちがっていることだと思います。都市部においては生活に行き詰ったときには所有不動産の売却といった方法で乗り切ることアドバイスとしてありうるのですが、これらの地域では親やその親から引き継いだ不動産を処分するという考えには行きつきにくいのかもかもしれません。

人口の減少と高齢化は都市部のそれ以上に深刻な課題であることは間違いありません。2021（令和3）年に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）」に基づき、兵庫県も翌年「兵庫県過疎地域持続的発展計画」を策定し、ハード面からの支援の必要性を掲げています。また、ソフト面での支援としては、社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」を打ち出しているのではないかと思います。

いずれにせよそこに住まう人たちの生活をより良いものにするためには、相談者と社会資源を結びつける必要があります。両者を結びつける接着剤や緩衝材の役割を担うことが求められているように思えてなりません。力不足であるかもしれませんが、神戸の冬を支える会に求められている役割だと思います。

（青木しげゆき）

# NPO 法人 神戸の冬を支える会 2024 年度の活動

(2024 年度定時総会にて採択)

## 1. 活動の指針

1995 年に神戸の冬を支える会を結成して以来、住居を失った方、生活に困窮する方の相談・支援の活動を続けてきましたが、今後も全ての人の生活と人権が守られるように、より一層活動の充実を図り、社会のニーズに応える活動を実施していくことを目指します。そのためにも誰もが安心して相談できる環境を整え、幅広い相談に対応できるような体制を築いていきます。

今年 1 月に行われた厚生労働省の全国調査では、兵庫県内のホームレス数は 51 名とされており、昨年度より 1 人減少でした。2003 年以降の減少傾向の流れは変わっておらず、最多であった 2003 年の 947 名に比べて大きく減少しています。これは、住居のない方への生活保護適用により多くの方が居宅を確保できたこと、生活困窮者自立支援法による一時生活支援事業の実施により、住居のない方が相談につながったときに使える制度が確立してきたことも大きな要因と考えられます。一方で不安定就労、非正規雇用と不安定な居住環境が拡大しており、また、ネットカフェ難民といわれる生活困窮者をはじめ、飯場（会社寮）、無料低額宿泊施設の利用者や友人知人宅などに一時的に起居している人たちなど、住環境として不安定な住宅・不適切な住宅に住んでいたりして、国のホームレス自立支援法の定義には該当しない方が多く存在する実態があります。このように厚生労働省調査だけをもって単純にホームレス状態の方が減少していると評価できないのが現状です。住宅は基本的な権利であり誰にも適切な住居は保障されるべきであり、根本的な住宅のセーフティネット制度を確立する必要があります。

高齢者や子ども、女性の貧困が大きな社会問題として認識されるようになってはきていますが、今や貧困は全世代に広がっており、その根本的な解決を図っていく必要があります。一方で、貧困を自己責任とするような風潮がありますが、貧困の原因は社会的なものであり、その解決は社会的な施策により行われなければならないことを強く訴えていかねばなりません。私たち N G O ・ N P O も問題解決のため積極的にその役割を果たして行きたいと思えます。

各自治体で、生活困窮者自立支援法に基づく事業が実施されていますが、それらの事業が真に生活困窮者の生活再建に結びつき、生きる権利が保障されるような事業となるように関係自治体や事業受託団体との連携を図るとともに、私たちも事業を担っている当事者として現場からの提言を行っていく必要があります。今後も各スタッフのスキルの向上を図り、積極的に現場での取り組みを強化していきます。

また、これまで取り組んできた住居を失ったり生活に困窮する方への相談・支援の活動のより一層の充実を図るとともに、社会の状況やニーズに合った事業を展開し、生活に困窮する方々への実効性のある支援がより確実におこなわれるような制度の確立へ向けたソーシャルアクションにも努めていきたいと考えています。

活動の拠点として、神戸と姫路の 2 か所の事務所を設けていますが、兵庫県の自立相談支援事業を受託したことに伴い、県北部や阪神地区においても、地域の各種団体・行政機関等との連携を図りながら、活動を展開していきます。

尼崎エリアでは引き続き定例的な相談会や炊き出しの実施をはじめとした巡回型・訪問型で活動を展開して、様々な相談にも対応していくこととします。

## 2. 具体的な活動

### (1) 生活困窮者自立支援法に基づく受託事業等

今年度は「一時生活支援事業」と「(一時生活支援事業利用者を対象とした)自立相談支援事業」は昨年度に引き続き兵庫県の 16 自治体（兵庫県、神戸市、加古川市、高砂市、明石市、三田市、三木市、養父市、淡路市、丹波市、洲本市、南あわじ市、朝来市、丹波篠山市、伊丹市、豊岡市）から受託して、事業を担っています。これまで以上に各自治体と連携をとりながら事業を確実に実施していきます。

一時生活支援事業は、単に住居がなく困っている方への宿泊や食事等を提供するというだけでなく、今後の生活再建のステップとなるような様々な取り組みが求められており、その方のニーズに合ったきめ細かな相談・支援活動、再び住居を失うことのないような幅広い支援の活動、フォローアップ活動を

実施していきます。

また、2022 度から兵庫県の生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を受託し、県内 12 町での各種相談・支援を行っており、住居確保給付金をはじめ各種相談事業を各町の担当課、町社協をはじめ各種団体と連携して展開していきます。相談しやすい環境作り、相談してよかったと思ってもらえる相談支援活動の実現のために、これまで以上に取り組みを強化するとともに、それに見合ったスタッフの体制を早急に築いていきます。

また、受託している兵庫県住まい確保支援事業についても支援対象者の住居確保等を確実に支援していくようにしていきます。

そのためにも、地域の活用できる社会資源の開拓や創出、関係機関・団体との連携強化を図っていく必要があります。

## (2) 生活に困窮している方々への支援事業

ホームレス状態にあるなど生活に困窮している方々からの相談を受け必要な支援を実施していきます。メールでの相談も継続的に寄せられるようになっており、どんな状態であっても相談につながることが重要で、相談にアクセスしやすい環境を作ることについて引き続き取り組んでいくとともに、「断らない相談」「ともに歩みながら問題解決していく相談・支援活動」を実現していきます。

また、外国人の相談も増えてきており、外国人支援に実績のある NPO 法人 NGO 神戸外国人救援ネットと連携して行うこととします。

## (3) 越年越冬活動

1995（平成 7）年の阪神・淡路大震災の年以來毎年行っている越年・越冬活動は神戸の冬を支える会の活動の原点ともいえるべき活動で、炊き出し、生活相談、医療相談、歯科検診、兵庫県弁護士会及び兵庫県司法書士会による法律相談、追悼のつどいなどさらに充実した企画内容で諸団体と協力して今年度も行います。また、尼崎でも昨年同様の体制で越冬活動を行います。その際に活動の趣旨や活動の歴史を参加者の皆さんに理解いただく展示などを計画していきます。

## (4) 居住支援法人としての取り組み

神戸の冬を支える会は、2018 年 3 月 9 日に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）に基づく居住支援法人の指定を受けましたが、引き続き、今年度も国土交通省の居住支援に関する事業の補助金を申請し、住居喪失者等への住居確保支援事業、居住支援サービス事業を積極的に展開していくこととします。

居住支援法人の認知度が高くなり、住居に関する相談、各方面からの支援依頼も増加しており、それに応える体制を整え活動を実施していきます。

他の居住支援法人や各種支援団体や理解ある業者とも連携し、権利としての居住を確立するための取り組みを強化していきます。

## (5) 刑事施設等からの釈放者への支援

住むところを失って相談に来られる方の中には刑事施設からの釈放者の方も少なくありません。刑事施設から釈放された方等の生活再建の支援については、これまでも各関係機関からの支援依頼があり個別に行ってきたところですが、2016 年 12 月に「再犯防止推進法」が成立し、2017 年 12 月に国の「再犯防止推進計画」が制定され、県内でも 7 つの自治体で「再犯防止推進計画」が策定されています。今後国や自治体はその責務として釈放者等の生活再建の支援、特に帰住する住宅のない方への支援が必要となってくる中、これまで多くの支援経験のある当会の果たす役割は重要なものとなってきています。更に取り組みを強化していくため、弁護士会や社会福祉士会をはじめ、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、検察庁、刑務所等や地域の様々な団体との連携協力の強化を図ることによって、社会資源の開拓等も含め取り組んでいくようにします。

## (6) 活動の充実のために

活動をより充実させるために受託事業と並行して引き続き以下の取り組みを行います。

- ① 神戸市内、兵庫県内での夜回り（昼回り活動）、炊き出し活動（小野浜公園での週3回、尼崎での月3回）の実施及び各種支援団体等との連携と協力体制の強化
- ② 生活に困った方が相談へアクセスしやすい体制の確立（各事務所での相談、炊き出し会場での相談、電話・メール等での相談受付、各種相談会への協力など）
- ③ 各種助成金等を活用した緊急支援等の実施と支援体制の充実
- ④ 無料低額診療施設（済生会兵庫県病院）が炊き出し会場（小野浜公園）で開催する無料健康相談会への協力等
- ⑤ これまでの相談者の居宅訪問活動、アウトリーチの実施
- ⑥ 野宿生活者への襲撃や嫌がらせなどへの対応と取り組み
- ⑦ 各種支援団体、関係団体との連携強化
- ⑧ 武庫川河川敷で行なわれる予定の兵庫県弁護士会が実施する無料法律相談会に兵庫県社会福祉士会とともに協力
- ⑨ 全国のホームレス支援団体、生活困窮者支援団体、居住支援法人等と連携強化
- ⑩ 貧困問題やホームレス問題、生活困窮者自立支援事業などへの政策提言、カウンターレポートの提出
- ⑪ ニュースレターの定期的な発行（年3回）
- ⑫ ホームページの充実
- ⑬ 多様な相談・ニーズに対応できる体制づくりとスタッフのスキルアップ
- ⑭ ホームレス問題、貧困問題、刑事施設等からの釈放者の問題などに関する勉強会・セミナー等への講師派遣
- ⑮ 兵庫県ホームレス自立支援対策連絡協議会などへの参加
- ⑯ 成年後見制度の利用が必要な方への支援の実施

## 3. 組織運営・財政基盤の確立について

充実した活動を展開するためにも、引き続き、活動への理解を広げ、寄付の拡大、自主事業の展開のための助成金等の申請に取り組み、安定的な財政基盤の確立を実現していきます。また、認定NPO法人の申請を視野に入れて検討を行っていきます。

NPO法人としてのガバナンス強化とコンプライアンスを徹底するとともに「財政基盤の確立・安定化のための取り組み」、「適切な事業執行体制の充実」「人材の育成」等を重点的な事項として活動していきます。

### 【参加団体の活動・連絡先】 ※ 日時や場所の詳細は各団体にお問い合わせください！

#### カトリック社会活動神戸センター

炊き出し・夜回り・生活相談・医療相談・物資配給・洗濯・シャワー利用 等

電話 078-271-3248 FAX078-271-3280

E-mail : [sinapisk-swc@r5.dion.ne.jp](mailto:sinapisk-swc@r5.dion.ne.jp)

#### 日本基督教団兵庫教区

電話 078-856-4127(兵庫教区事務所)

#### バプテスト・ホームレス支援ネット兵庫

尼崎炊き出し等 電話 090-1916-2776 (森山)

E-mail : [bap-saints-com@zeus.eonet.ne.jp](mailto:bap-saints-com@zeus.eonet.ne.jp)

#### 神戸公務員ボランティア

生活相談等

電話 090-6735-8138 (嵩本)

E-mail : [ugn37943@nifty.com](mailto:ugn37943@nifty.com)

# NPO 法人神戸の冬を支える会の支援活動を継続するため、 何卒、皆さまのご支援とご寄付をよろしくお願い致します！

「共感寄付」とは、ひょうごコミュニティ財団が地域のNPOや市民活動団体と一緒に各団体の活動に共感した市民（個人・企業）から寄付を募り、支援のアイデアを実現し、地域の課題を解決する仕組みです。

NPO法人神戸の冬を支える会は、ひょうごコミュニティ財団の「共感寄付」運動に参画し、2024年12月31日まで皆さまにご寄付をお願いしています。住居を失い困窮しておられる方、また生活に困窮されておられる方への支援活動をより一層充実させるために是非ともご協力下さい。

**ご寄付は、ひょうごコミュニティ財団の  
【共感寄付】を通してお願いしております！**

前期 2023年度の【共感寄付】の総額は 94口 ¥1,727,750-でした。心から感謝いたします！

(注) 2024年12月31日までの【共感寄付】は、2025年の確定申告時に**寄付金控除の対象**となります！2025年1月1日以降のご寄付については2026年の確定申告時に控除となります。尚、具体的な控除の金額はお住まいの自治体によって異なりますので、各自治体にお問い合わせ下さい。

## 👉 **ご寄付の方法について**

### 【郵便振替の場合】

口座番号 **00960-8-274531** 加入者名 **公益財団法人ひょうごコミュニティ財団**  
通信欄に『団体番号』**5-A**と必ずご記入ください。 **※ 同封の赤い振り込み用紙をお使い下さい！**

### 【銀行振込の場合】

口座番号 **みなと銀行 神戸駅前支店 普通1671651**（神戸の冬を支える会への寄付専用です）  
加入者名 **ザイ）ヒョウゴコミュニティザイダン**

※お礼状、領収書をお送りするため、①お名前、②ご住所、③電話番号をひょうごコミュニティ財団へお知らせ下さい。

### 【クレジットカード（ネット決済）の場合】

ご利用いただけるクレジットカードは、**VISA・MsaterCard**  
お振込は「共感寄付」のホームページよりお願いいたします。（ご寄付いただける額は「1000円以上」）  
「NPO法人神戸の冬を支える会」のチェックボックスにをお入れ下さい。

**公益財団法人ひょうごコミュニティ財団** 〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋毎ビル3階  
電話 078-380-3400 メール [hyogo@communityfund.jp](mailto:hyogo@communityfund.jp)  
共感寄付ホームページ <http://hyogo.communityfund.jp/kyokan/>

## < NPO 法人 神戸の冬を支える会 >

≪神戸事務所≫ 〒650-0004 神戸市中央区中山手通1-28-7

TEL 078-271-7248 FAX 078-271-3252

≪姫路事務所≫ 〒670-0955 姫路市安田4-35 カトウビル3F西

TEL 079-284-5514 FAX 079-284-5524